

申請年月日	20 年 月 日
-------	----------

共済会番号	職場番号
共済会名	職場名

加入者	個人番号	印
	フリガナ氏名	

本申請書ならびに添付資料（戸籍謄本等）に記載されている全員が「個人情報に関するお知らせ」について同意します。

り災年月日	20 年 月 日
-------	----------

物件所在地	都道府県	市区郡	TEL ()
-------	------	-----	---------

振込口座	銀行 労働金庫 農協 信用組合	支店名	支店番号	口座番号
	預金種類	普通	貯蓄	フリガナ 口座名義人*

◇総合共済にご加入の場合、対象となる被害については併給されます。 ※口座名義人は加入者本人とします(加入者死亡時を除く)

契約内容	建物構造	居住区分	面積	居住人数	同居最長者年齢	建物	家財	地震特約	質権設定	築年月
	木 鉄	自家 借家 貸家 空	坪	人	歳	口	口	有	有	年 月
	居住者名(代表者名)	加入者との関係 ()								

※加入者本人が居住の場合、加入者本人名をご記入ください

※給付額は再取得価額で算出します

給付申請事由 (該当する、り災状況に○印をしてください。詳しい被害内容は下欄の連絡事項、被災状況見取図にご記入ください)

火災	自然災害	冠水汚損	地震損壊	地震火災	その他
落雷被害	水漏れ損害	車の飛込み	風呂の空焚き		

各共済会で○印をつけて、申請者にお渡しください。

注:領収書・見積書の業者へ工事内容等の問い合わせをおこなう場合があります

添付書類		
1	り災証明書(火災の全焼、自然災害の全壊・流失、地震で半壊以上の申請は必ず行政の「り災証明書」が必要) ※総合共済の申請も兼ねる場合は半焼・半壊の場合も公的り災証明	○
2	り災写真(建物全景・り災部分・周囲・天井・床など複数枚)	○
3	領収書または見積書(明細が記載されているもの)	○
4	被災状況見取図(家屋・敷地の全体図)	○
5	構造が判る建築確認書等(鉄筋契約の場合) 注	○
6	家財の被害状況申告書	○
7	冠水汚損の被害状況申告書	○
8	落雷損害証明書(落雷による被害の場合、り災証明に代えられます)	○
9	登記簿謄抄本または固定資産税納付証明書	○
10	その他必要書類 ()	○

連絡事項・ご要望などをご記入ください

「個人情報に関するお知らせ」
給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再共済のため損害保険会社等へ上記の目的の範囲内で提供する場合があります。

以下は記入しないでください。

共済会	全教共済
年月日	年月日

火災共済の給付申請をされる方へ

自然災害による給付申請

○自然災害が発生し、被害が大きい場合は、すみやかに各共済会へご連絡ください。

被害が地域に集中している場合、ご相談のうえ、必要に応じて現地への査定人の依頼を決定します。

○給付申請書の該当欄に必要事項を記入し、必要書類を添付して職場の担当者もしくは分会長へお渡しいただくか、各共済会までお送りください。なお申請期限は3年間です。お早めに申請してください。

総合共済にもご加入の場合は、加入者本人の居住する建物、扶養する親族の建物の自然災害の被害については、自然災害見舞金を合わせて給付します。

1. 自然災害等共済金の給付の対象となるもの

(1) 自然災害等共済金の対象（3,000万円限度）

- ・風水雪害により生じた損害をいい、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょうが対象。 ※噴火による降灰は、「半壊・部分壊」とみなします。

(2) その他

①臨時費用共済金について（共済金額の15%、200万円限度）

- ・自然災害の損害には臨時費用共済金が付加されます。
- ※自然災害の付属工作物・付属建物の損害は除かれます。

②付属工作物・付属建物のみ の損害について

- 1) 自然災害の損害は建物契約の共済金額の10%または損害額のいずれか少ない額（200万円限度）を給付します。建物本体と付属工作物・付属建物の両方に被害があった場合は、おのおの共済金を給付します。
- 2) 自然災害による付属建物内の家財の損害は、建物本体内の家財の損害として扱います。

2. 自然災害等共済金の請求に必要な資料

◎は必ず必要、○は必要な場合があります。※下記以外にも必要書類を求める場合があります。

◎	火災共済給付申請書	※総合共済にも加入の場合は火災共済との併給となりますので、総合共済の給付申請書は必要ありません。 ただし、総合共済は本人および扶養親族が居住する建物の場合に併給となります。注1
◎	り災証明書	全壊は必ず行政の「り災証明」が必要です。全壊以外の申請は、本会所定の「り災証明」にかえることができます。（総合共済の加入もある場合、半壊は行政による「り災証明」が必要）
◎	被災状況見取図 注2	建築時の設計図等への記載でも構いません。被災部分を赤字等でご記入ください。家財のみの申請の場合も必要です。 ※付属建物・付属工作物の被害の場合、建物本体の詳しい図面は必要ありませんが建物本体との位置関係が分かるよう記入してください。
◎	写真 注3	・建物全景（四方から3～4枚）、り災部分と周囲の関係がわかるもの（被災箇所と部屋全体等の関係が分かるように複数枚）、被災箇所（なるべく離して撮影、複数枚）。 ・被災した家財（被災した家財を撮影してください。） ※付属建物・付属工作物の被害の場合、建物本体との位置関係の分かる写真が必要です。
○	領収書／見積書 注2	内訳のあるものが必要です（一式との記載のないもの）。 注：工事内容の確認のため、業者への問い合わせをおこなう場合があります。
○	家財の被害状況 申告書 注2	家財契約があり家財の被害がある場合。 修理可能か不可の有無や、家具などのサイズ、電気製品の型番など被害内容について付記してください。
○	冠水汚損被害状況 申告書	床下浸水により建物本体の床下消毒または汚泥撤去をした場合のお見舞金。 ※自然災害等共済金が出る場合は給付されません。
○	確認書 建物の仕様書 (鉄筋契約の場合)	鉄筋契約の場合は、鉄筋の建物の条件を確認するために、本会所定の「確認書」や「建物の仕様書」などを提出していただく場合があります。

注1：総合共済加入者で扶養する親族の建物の申請には本会所定の被扶養者認定証明書が必要です。

注2：全壊の場合は、被災状況見取図、見積書・領収書、家財の被害状況申告書は必要ありません。

注3：現地に査定人が伺った場合は、写真は必要ありません。

全教共済が必要と認めた場合、上記以外の書類を求める場合があります。

ご不明な点がございましたら、各共済会もしくは全教共済までご連絡ください。

「個人情報に関するお知らせ」
給付申請書と給付申請にかかわる書類等にご記入いただいた個人情報は給付の用にのみ利用させていただきます。また、再共済のため損害保険会社等へ上記の目的の範囲内で提供する場合があります。

全日本教職員組合共済会